

類似商品・役務審査基準[11-2017版対応]における主な変更点

区分変更

第8類「角砂糖挟み」「くるみ割り器」(19A05) → 第21類

第8類「糸通し器」(19B03) → 第26類

第11類「アイスボックス」「氷冷蔵庫」(19A04) → 第21類

第11類「化学物質を充てんした保温保冷具」(19B50) → 第21類

第20類「旗ざお」(19B22) → 第6類「金属製旗ざお」

第19類「旗ざお(金属製のものを除く。)」

第20類「植物の茎支持具」(19B32) → 第6類「金属製植物の茎支持具」

第20類「植物の茎支持具(金属製のものを除く。)」

第20類「スリーピングバッグ」(24C03) → 第24類

第25類「靴くぎ」(22A02)等の靴金具関連商品 → 第6類「金属製靴くぎ」

第20類「靴くぎ(金属製のものを除く。)」

第28類「スキーワックス」(05D01) → 第4類

第29類「チョコレートスプレッド」(32F04) → 第30類

第43類「業務用食器乾燥機の貸与」「業務用食器洗浄機の貸与」(42X24) → 第37類

★11-2017版(平成29年1月1日)からは、ニース国際分類の改正に基づき、区分が変更されます。なお、類似群の変更はありません。

類似商品・役務審査基準[11-2017版対応]における主な変更点

類似群の変更(例)

第25類「履物」22A01,22A02,22A03 → 22A01,22A03

第25類「靴の引き手」22A02 → 22A01

※靴金具関連商品は材質により第6、20類に帰属することとなりました。また、「靴の引き手」は、靴の金具ではなく、靴の一部を構成する部品といえることから、類似群を22A01へ変更しました。この結果、第25類からは22A02の類似群はなくなりました。

第35類「新聞記事情報の提供」42G99 → 42G04 (新類似群)

※仮類似群である42G99に代わり、新類似群を新設しました。

第36類「建物又は土地の情報の提供」36E01 → 36D01

※取引の実情の変化等を踏まえ、本役務の類似群を情報提供の対象となる役務と同一の類似群36D01に変更しました。

★11-2017版(平成29年1月1日)からは、類似群が変更されます。

表示の明確化(例1)

第7類「混合機」(09A06) → 「混合機(化学機械器具)」

(その他の「化学機械器具」の下位の商品についても同様。)

※11-2017版(平成29年1月1日)からは、用途限定のない「混合機」は、関連する多数の類似群が付与(国際分類表第11類「混合機」参照)されますので、必ず用途を明示してください。

第11類「暖冷房装置」(09E11) → 「業務用暖冷房装置」

(「暖冷房装置」の下位の商品についても同様。)

※11-2017版(平成29年1月1日)からは、用途限定のない「暖冷房装置」の類似群は、09E11,11A06,20A02となりますので、必ず用途を明示してください。

★ 11-2017版(平成29年1月1日)からは、上記取り扱いになります。なお、従前の版(10-2016版以前)の適用に係る既登録商標の権利範囲に影響を及ぼすものではありません。

表示の明確化(例2)

第1類「縮合型プラスチック」(34A01) → 「**未加工**縮合型プラスチック」
(「原料プラスチック」の下位の商品についても同様。)

第3類「クレンザー」(04A01) → 「クレンザー(**洗剤**)」

第10類「クレンザー」(10D01) → 「**歯科用**クレンザー」

第6類「はり」(07A01) → 「はり(**建築用又は構築用の金属製専用材料**)」

第44類「はり」(42V01) → 「はり**治療**」

第12類「クラッチ」(12A05) → 「**自動車用**クラッチ**ペダル**」

表示の追加・削除(例)

第9類「腕時計型携帯情報端末」「スマートフォン」(11B01,11C01) **追加**

第26類「装飾用造花のリース」(21E01) **追加**

第31類「装飾用生花のリース」(33D01) **追加**

第31類「とうもろこし(野菜)」(32D01) **追加**

第45類「後見」(42W05) **追加**

第11類「懐炉灰」(19B28) **削除**

第20類「照明がくぶち」(20C03) **削除**

その他(例)

第3類「オーデオロン」(04C01)

第3類「2 化粧水」の概念下 → 同「6 香水類」の概念下に移行

第28類「色紙」(24A01) → 「いろがみ」のルビを追加

第36類「前払式証票の発行」(36A02) → 「**前払式支払手段**の発行」

11-2017版以降、特に注意の必要な表示(1)

第3類「薬用せっけん」(04A01)、「薬用化粧水」「薬用クリーム」(04C01) **削除**

第3類「ベビーオイル」「ベビーパウダー」(04C01) → 「ベビーオイル(医療用のものを除く。)」 「ベビーパウダー(医療用のものを除く。)」 **表示変更**

第5類「日本薬局方の薬用せっけん」「薬用ベビーオイル」「薬用ベビーパウダー」「薬用ひまし油」(01B01) → 「医療用せっけん」「医療用ベビーオイル」「医療用ベビーパウダー」「医療用ひまし油」 **表示変更**

※ニース国際分類の改正に基づいて、せっけん類、化粧品、歯磨き関連商品について、医療用の商品は第5類、医療用以外の商品は第3類に分類されることとなりました。したがって、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変える等の化粧品的用途に使用される商品は第3類に、治療や予防等の医薬品的用途に使用される商品は第5類にそれぞれ指定してください。

なお、医療用か否かがあいまいな「薬用」の文字は、11-2017版(平成29年1月1日)からは、せっけん類、化粧品、歯磨き関連商品に使用することはできません。

11-2017版以降、特に注意の必要な表示(2)

第3類「つや出し布」(13B03) **削除**
第21類「つや出し布」(19A06) **追加**

※ニース国際分類表第21類に清浄用の「つや出し布」が追加された結果、第3類に属する研磨用の「つや出し布」との区別が紛らわしくなるため、第3類からは当該表示は削除しました。11-2017版(平成29年1月1日)からは、研磨用の「つや出し布」を指定する際には、例えば、第3類「つや出し用の研磨布」と指定してください。

第10類「消毒用及び滅菌用の器具」(10D01) **削除**

※ニース国際分類表第11類に「医療用消毒装置」(10D01)が追加され、すべての消毒・滅菌装置は第11類に属することとなったため、第10類から削除しました。

このほかにも多数の変更があります。詳しくは変更点一覧をご覧ください。